

公益財団法人野口研究所役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人野口研究所（以下「この法人」という。）の定款第20条及び第38条の規定に基づき、役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第17条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員の報酬は年額とする。

3 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(年間報酬額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の年間報酬の上限は「常勤役員の年間報酬の上限」（別表1）のとおりとし、各々の常勤役員の年間報酬は別表1に定める上限を超えない範囲内で理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 報酬の支給日、支給方法並びに報酬から控除すべき金額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする賃金規則（以下「賃金規則」という）に準ずる。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金は「常勤役員の退職慰労金算出要領」（別表2）により計算された額を支払うものとする。

（費用）

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には通勤に要する交通費として通勤費を支給し、その計算方法は別に定める賃金規則に準ずる。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改正）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日(平成22年11月1日)から施行する。

別表1 常勤役員の年間報酬の上限

理事長	1,400万円までの範囲内
常務理事	1,250万円までの範囲内
理事	1,150万円までの範囲内

別表2 常勤役員の退職慰労金算出要領

1、常勤役員の退職慰労金は次の通りとする

理事長	任期一年につき	140万円
常務理事	任期一年につき	120万円
理事	任期一年につき	100万円

以上